

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準

1 物的要件

次の機械器具を有すること	
揚水ポンプ	
高圧洗浄機	
残水処理機	
換気ファン	
防水型照明器具	
色度計、濁度計及び残留塩素測定器	
機械器具は飲料水の貯水槽の清掃の専用のものであること	
機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること	
1	機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること
2	機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること
3	機械器具を保管するのに適切な規模であること。
4	他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること
5	保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること
【自動車を保管庫とする場合】	
原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。	
上記 1～3 までに掲げる要件を満たしていること	
自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと	
自動車を適切に保管できる車庫(壁、屋根、シャッター)を有すること	
冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、上記 1～3 までに掲げる要件を満たした別途専用の保管場所が用意されていること	

2 人的要件(貯水槽清掃作業監督者)

飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当すること
貯水槽清掃作業監督者講習(又は再講習)を修了し、修了した日から6年を経過しない者
建築物環境衛生管理技術者免状を有する者
引き続き、その者を監督者として再登録を受けようとする場合は、貯水槽清掃作業監督者再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと

3 作業従事者の研修要件

従事する者の全員が受講できるものであること(原則1回以上/年)
事業主又は登録団体が実施主体となって定期的に行われるものであること
研修の内容が、貯水槽の掃除方法、貯水槽の塗装方法及び貯水槽の消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
その指導に当たる者が、 の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

4 維持管理の方法等に係る要件

受水槽の掃除を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。															
貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。															
貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。															
貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の中欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。															
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>残留塩素の含有率</td> <td>遊離残留塩素の場合は、0.2ppm 以上、 結合残留塩素の場合は 1.5ppm 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>色度</td> <td>5 度以下であること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>濁度</td> <td>2 度以下であること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>臭気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>味</td> <td>異常でないこと</td> </tr> </table>	1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、0.2ppm 以上、 結合残留塩素の場合は 1.5ppm 以上	2	色度	5 度以下であること	3	濁度	2 度以下であること	4	臭気	異常でないこと	5	味	異常でないこと
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、0.2ppm 以上、 結合残留塩素の場合は 1.5ppm 以上													
2	色度	5 度以下であること													
3	濁度	2 度以下であること													
4	臭気	異常でないこと													
5	味	異常でないこと													
貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。															
貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が から までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。															
建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。															

